

西宮市子ども・子育て会議

第4回 評価検討ワーキンググループ

会 議 録

日 時：平成26年11月27日(木)

場 所：西宮市職員会館3階 大ホール

〔午後 2 時02分 開会〕

事務局 定刻を少し回りましたが、ただいまから第 4 回評価検討ワーキンググループを開会します。

本日、欠席をお聞きしている委員はおられませんが、大森委員は30分程度遅れると聞いています。

まず、資料の確認をします。

事前にお送りしている資料として、1点目は、「会議次第、委員名簿、事務局職員名簿、座席表」とじたものです。2点目は「資料集」で、資料1「第4回 評価検討ワーキンググループ 審議事項」、資料2「第3回評価検討ワーキンググループのまとめ」、資料3「議事(3) 重点施策の評価について」とじています。

また、前回、「特定項目」について議論いただきましたが、時間の都合で持ち越しとなった3事業のみを記載した「シートD」と、「重点施策」の中から選ばれた施策を記載した「シートE」を本日机の上に置いています。議事(2)と議事(3)の際にご利用いただきたいと思います。

本日は、前回のワーキンググループでお配りした資料も参照していただくことがあるかもしれませんので、もしお持ちでなければ、事務局までお申し出ください。

それでは、本日の議事に移りますが、橋本座長、よろしく願います。

座長 皆さん、こんにちは。

少し遅刻をしてしまいまして、開始が遅れたことをおわび申し上げます。

委員の皆さんには、先週の子ども・子育て会議に引き続き、お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本年度最後の評価検討ワーキンググループですので、ご協力をお願いしたいと思います。

本日は、大森委員が少し遅れて出席されると聞いていますが、欠席の委員はおられません。

最初に、このワーキンググループは原則非公開ですが、子ども・子育て会議の委員で他のワーキンググループに所属しておられる委員の方は傍聴していただけることになっています。

本日、傍聴を希望される委員の方はいらっしゃいますか。

事務局 米山委員が希望しておられます。

座長 それではお諮りしますが、米山委員から傍聴の希望がありますが、許可をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、入室してもらってください。

また、この後、傍聴を希望される方が来られましたら、随時入室していただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、そのよう願います。

次第に沿って議事を進めます。

本日、議事(1)では、第3回評価検討ワーキンググループのまとめを報告していただきます。議事(2)では、前回、時間の関係上「特定項目」のうち、
、
、
の
評価をすることができませんでしたので、この3つの項目について検討していただきます。議事(3)では、皆さんに選んでいただいた「重点施策」の3つについて評価します。このような流れで進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、「議事(1)第3回評価検討ワーキンググループのまとめ」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集2ページの資料2をご覧ください。

前回の評価検討ワーキンググループでは、まず、次世代育成支援行動計画の概要及び進捗状況について説明しました。

次に、ワーキンググループの進め方についてご審議いただき、第3回ワーキンググループでは、次世代育成支援行動計画が現在作成している子ども・子育て支援事業計画とも密接な関係があることから、「特定項目」ごとに各委員からご意見をいただき、評価・検討することになりました。今回の第4回ワーキンググループでは、行動計画の20の「重点施策」のうち特に検討すべきと思われる重点施策を各委員に3つ選んでいただき、多く選ばれた3つの施策について評価・検討することになりました。

次に、「特定項目」の事業に対していただいたご意見のうち、主なものを報告します。3～7ページに概要をまとめています。

皆さんからいただいたご意見と、質問とそれに対する事務局の答弁を分けて記載しています。若干口語調のところが残っていますが、ご容赦いただきたいと思います。

3ページをご覧ください。

まず、「(1)通常保育」及び「(2)低年齢児保育」です。

意見の、
、
、
は、今後の少子化を見据えた保育のあり方と保育の質の確保について考えていかなければならないというご意見です。

質問と
は、支援員の施設への巡回の頻度や保育ルームの開設者への指導・研修についてのご質問です。

4ページをご覧ください。

「(3)延長保育」です。

意見
は、働く女性に対するサポート体制の多様化が必要であるというご意見、
～
は、子どもの立場・状況を考えた上での保育の質の確保について考えなければならないというご意見です。

次に、「(4)休日保育事業」です。

意見
は、北部地域での施設の確保についても考えてほしいというご意見です。

次に、「(5)病児・病後児保育事業」です。

意見
は、利用率の低さに対する対応策を検討すべきであるというご意見、5ページの意見
は、保育を行う職員の配置等に際しては質の確保に留意すべきというご意見です。

次に、「(6) 放課後児童健全育成事業」です。

意見 は、留守家庭児童育成センターの入所率(稼働率)の減少と利用していない子どもの状況の把握についてのご意見です。ここで「入所率が減少」と書いているのは、22~24年度に定員に対する入所している児童の割合が減っていることを指しています。ただ、25年度は増えています。

は、支援の必要な子どもについてのご意見、 は、職員の質の担保をするために待遇面を向上させることについてのご意見、6ページの は、小学校の開放等による子どもの放課後の居場所についてのご意見です。

また、質問 は、放課後子ども教室のあり方についてのご質問です。

次に、「(7) 地域子育て支援拠点事業」です。

意見 は、保護者の子育て力の低下についてのご意見、 は、子育て総合センター以外の施設での講座開催等についてのご意見、 は、地域子育て支援拠点事業に参加できない人に対するフォローについてのご意見、 は、自主的サークルへの支援についてのご意見です。

前回は時間の都合がありましたので、「(8) 一時預かり事業」、「(9) 子育て家庭ショートステイ事業」、「(10) ファミリー・サポート・センター事業」については、今回第4回ワーキンググループで評価いただくことになりました。

報告は、以上です。

座長 前回第3回評価検討ワーキンググループのまとめについてご報告いただきましたが、何かご意見などはありませんか。

〔発言者なし〕

座長 それでは、議事(2)に進みたいと思います。

前回、時間が足りなくなりまして、「特定項目」の「(8) 一時預かり事業」、「(9) 子育て家庭ショートステイ事業」、「(10) ファミリー・サポート・センター事業」の3つが残りまして、まず、この3つの「特定項目」について評価したいと思います。

前回は、10個の「特定項目」を3つずつぐらいで区切って評価する形をとりましたので、今回も、この3つの項目を一括して、どの項目でも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

委員 「ファミリー・サポート・センター事業」ですが、前回の資料3の25ページ、「にしのみやしファミリー・サポート・センター事業」の「H25年度において行った拡充、見直し・改善等の内容及び特記事項等」の欄に、「提供会員確保のため12時間で会員資格を得られるようにし、残りの12時間は、ステップアップ講座とした」と書かれています。これは、今までは24時間だったのが12時間に変更になったという意味でしょうか。12時間で提供会員になれるようになったのか、私は勉強不足でわからないので、教えてください。

事務局 ファミリー・サポート・センターの研修の時間数については、今までは、病児の預かりも含めて24時間の研修を受けることにしていたのですが、まずは基礎的な研修を12時間修了した段階で、健常児の預かりができるようにしました。一般

的な預かりのニーズが割合としては圧倒的に多い中で、24時間の研修となると受講者が少なくなりますので、基礎的な研修を12時間受けたら健常児の預かりができるように、健常児を預かれる提供会員の数を増やすことを重視して変更しました。健常児に対する活動をしながら、ステップアップの研修を12時間受けていただくという形に改めたわけです。

委員 12時間のステップアップの講座を受けると、病児さんも見ることができるわけですか。

事務局 基礎的な12時間で健常児の預かりができて、さらに12時間のステップアップ研修を受けると病児の預かりもできるという2段階に分けて、24時間受けていただいた方だけが病児の預かりをしていただけるようにしました。

委員 12時間のステップアップ研修を受けて病児にも対応できる提供会員には、看護師などの資格を問われているのですか。

事務局 そういう資格を持っている方もおられますが、必ずしも資格を持っている方ばかりではないのが現状です。

ファミリー・サポート・センター事業における病児の事業については、安全性なども含めて、検討を早急に行っていきたいと内部で考えています。

委員 ファミリー・サポート・センター事業は、一対一の対応になりますので、より安全性を重視して、検討していただきたいと思います。

座長 研修時間を半分に減らしたわけではないのですね。

事務局 もともとは12時間よりも少ない研修時間でしたが、病児の事業を実施する段階で、全員が病児にも対応できるようにするために、24時間の研修を受けていただいていた。しかし、24時間の研修を修了しないと健常児の預かりもできなくなりましたので、なかなか提供会員が増えなくなりました。現状、健常児の預かりの依頼が圧倒的に多いものですから、まずはその部分の提供会員を増やすために、12時間の基礎的な研修を受けて活動を開始していただいて、次にステップアップ研修を受けて病児も預かれる提供会員になっていただく形に改めたわけです。

座長 変更して、提供会員は増えたのですか。

事務局 やはり受けやすくなったので、若干は増えています。

座長 その後、12時間のステップアップ研修を受けられる方は、どれくらいいらっしゃるのですか。ほとんどの方は12時間の研修で終わるのか、大多数が24時間を受けられるのか、どうでしょうか。

事務局 半分も受けておられないと思います。

委員 ファミリー・サポート・センターは、事業は100%達成できていると評価されていますが、今は1カ所しかない状態です。よく地域偏在と言われますが、ここはセンターだとしても、やはりその周辺の方たちが多くなってしまうと思いますので、センターの箇所数を増やすことを検討していただきたいと思います。

事務局 依頼会員の登録会等を、もちろん回数的にはセンターが圧倒的に多いのですが、北部の塩瀬・山口地区にも出ていって開催するようにしています。ただ、

ずっと窓口を開いているわけではなく、「この日のこの時間」という形になりますので、必ずしも人数が多いわけではありませんが、それは継続していきたいと考えています。

委員 2ページの「一時預かり事業」ですが、評価は で、「問題点・対応等」には、「利用方法について今後検討する必要がある」とあります。具体的にどのように検討していこうという案はあるのですか。

事務局 「一時預かり事業」については、現在市内16カ所で実施していますが、やはり地域偏在がありますので、新設整備にあたっては、地域偏在をなくして、より利用しやすい形での事業展開をする必要があると考えています。あとは、現時点で決まったものではありませんが、より利便性の高い、例えば駅近くの施設などで子育てひろばが展開できれば、そういった機会を利用して事業展開していくことも考えていきたいと思っています。

委員 「一時預かり事業」については、「保育所だけではなく、子育てひろば等を利用すればどうか」という意見が出ていましたが、これは、「利用したいと思っている人に合わせられる場所づくり」ということだと思います。今、一時預かりを主に担っているのは認可外保育施設だと思いますが、認可外保育施設を利用することを考えたことはあるのでしょうか。

事務局 これまでは、認可保育所での一時預かりを中心に事業展開を図ってきました。ただ、これからは、新しい子ども・子育て支援新制度の中で認可事業が増えていきます。例えば小規模保育事業でも、定員の範囲内で一時預かりの児童を受けることができることとなりますので、そういったことを含めて、一時預かり事業が拡充できればとは考えています。

委員 「ファミリー・サポート・センター事業」では、最近は北部のほうでも出張の登録会などを開催していただいていることを私も知っています。

先ほど提供会員があまり広がらないと言われましたが、講座そのものを、子育て総合センター1カ所だけではなく、もっと身近な地域で開催されると、受講しやすくなるから提供会員が増えて、提供会員が身近な人であれば預けやすくなるという循環もあると思います。そういう展開の仕方もしていただきたいと思います。

事務局 確かに現在のところは、センターでしか講座を開催していません。身近な地域での開催の要望はわかりませんし、どれだけ集まるかわからないのですが、提供会員を増やす方法として、今後皆さんのご意見を聞くなどしていききたいと思います。

委員 「一時預かり事業」ですが、保育所によって預かりの利用料が違ってしまっていて、高いところだと、何人の人が1カ月間週1で預けられるのかなと思うところもあります。近隣の市では一律化されているところも多いと思いますので、必要な人が利用しやすい事業とするのなら、価格が一定であるほうがいいのではないかと思います。

事務局 確かに利用料については、西宮市では各保育所のほうで決めることになっていますので、保育所によって異なっています。これは、利用者のことを考えて

施設のほうで検討された結果、例えば、利用の単位が半日や1日の施設と、もう少しきめ細かく1時間単位の施設がありますし、年齢によって利用料を分けているところもありまして、さまざまな料金体系になっていると考えています。

市のほうで利用料金を統一することについては、現時点では検討するまでには至っていませんが、今後一時預かり事業を展開していく中では、課題としてあると思っています。

委員 一時預かり事業を利用しやすくすることは、親が育児を放棄するためではなく、虐待や家庭崩壊につながらないように、「自分だけで抱え込まずに、誰かに託すことができるんだ」と実感してもらおうという意味もあると思うのです。

「子育て家庭ショートステイ事業」も、ご存じない方がたくさんいると思いますし、「ファミリー・サポート・センター事業」の預かりも含めて、この3つの事業は、育児を家庭で抱え込まないためにも、大事な事業ではないかと思います。

例えば、いろいろな手続きをしなくても、お母さんが市役所で用事をする間に子どもを預かってくれる場所が市役所内にあるだけでも、「市全体が子育てを応援しているよ」ということが見えて、安心される家庭も多いのではないかと思うのです。「子どもを育てているのは自分だけではない」と思ってもらおうことが、虐待や家庭崩壊にならないようにする第一歩ではないかと思いますので、「あちらこちらでいろいろな人たちが手助けをしている」という市の姿をこの3つの事業で見せてほしいと思います。

座長 3つの事業全体について、利用しやすさということで、利用料金のこともありましたし、手続きがしやすいことや、身近にそういうサービスがあることを肌で感じられるような広報など、本当の意味での利用しやすい形にしていくことをぜひ考えていただきたいというご意見でした。

市としてそういうことに関して何か考えておられることはありますか。

事務局 一時預かりの利用形態は、確かにさまざまなケースがあります。育児疲れのためにしばらくの間だけ母子分離して少しリフレッシュしていただくことも、一時預かりの目的の一つになっています。ほかには、就労のためにパートタイム時間だけご利用の方もいらっしゃいますし、冠婚葬祭をはじめ、ちょっとしたご用事の際に利用されるケースもあります。そういったいろいろなケースに対応できるような一時預かり事業が必要だと考えています。

委員 これらの事業については、たしかニーズ調査もしていましたね。その数がどうだったのかなと思います。これらの事業を見ていると、「子どもたちにとってよりよくするためには、より充実していく必要がある」という意見がたくさん出てくるのかなと思います。しかし、これをより充実させる方向性が本当にいいのかと思うのです。

確かに今のお子さんはいろいろの問題を抱えているし、そういった問題点を解決するためには、こういった事業を充実させることが必要なのかなとも思います。ただ、こういう事業をどんどん行うことによって、保護者の方がどんどん頼ってしまう部分もあるのではないかと思うのです。そうだとすれば、これをどのように考え

ていくのが大きな問題だと思います。

うちの保育所でも一時保育を実施しています。もしこれを公費で賄っていただいて、自己負担がなくなれば、たくさんの人たちが利用されるのではないかと思います。しかし、それで本当にいいのだろうかと思ったりします。確かに大人の教育力は下がっていますが、こういった事業をより展開することによって教育力が上がっていくのかと考えると、少し不安になる部分が私にはあります。

教育力などの話をするのであれば、いかに子ども時代に子どもたちと多く接するのとか、DVなども含めて、もっといろいろと深く考えないと、果たして次の世代を担う子どもたちができていくのかと思うのです。そのあたりはこの会議で考えることなのかよくわかりませんが、そういった視点で考えなければ難しいのかなと思います。

それとともに、こういった事業をどんどん増やすことは、費用もそれなりにかかります。しかし、事業が幾つかあって、「これを増やす代わりにこれを減らす」という方向にはいかずに、「全部増やせ」という話になると、なかなか難しいなと思います。そうすると、どれだけ必要で、どういう人たちがこれを使ったらいいのかという点を十分に考えてやっていただかないと、非常に難しくなるのではないかと感じます。

西宮市は、人口は増えていますが、税収が増えているという話は聞いていません。税収が増えているのなら、大いにやってほしいと思いますが、なかなか難しい部分があるのかなと思います。

これが今どの程度必要なかを考えて実施するのはいいのですが、そのときには、今後5年、10年の間に少子化が進んでいったときにはどうなるのかも考えてほしいと思います。複合的に組み合わせてやっていくとか、保育所でもファミリー・サポート・センター事業でも、大きな枠をとっておいて、いつでも誰でも必要なときに利用できるシステムをつくっていただけるのなら、それでもいいのですが、その枠をどの程度にするのかという問題も出てきます。

子どもを産んですぐに働きたいと思っても、保育所には今でも待機児童がいて、年齢によっては入れないので、仕事をどうするか考えなければいけないお母さん方がたくさんいるようです。そういうことを今後の少子化の問題も含めて考えるのであれば、予約制をつくるとか、保育所にある程度の枠をとっておいて、いつでも利用できるという施策をとるとか、そういうことも含めて考える必要があると思うのです。今ある現象を解消するために「拡大、拡大」というのではなく、もう少し計画的に全体を考えていただければありがたいと思います。

座長 昨年度の2013年度に目標を達成したかどうかを評価しているのですが、非常に貴重な意見をいただきました。長期的に見たときに、事業を拡大していく一方なのか、全体的なバランスを考えて、あるいはどのような見通しを持って事業を進めていくのかというご意見でした。

どこでどのように検討されるのかという問題はありますが、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局 確かに、一つの事業一辺倒という形で行うのではなく、一定のバランスを考える必要があると思います。そこには、地域バランスの問題もありますし、ニーズの状況や少子化の状況も当然あります。そのあたりは、やはり一定のバランスを考えながら整理していかなければいけないと考えています。先ほど委員が言われたように、市のほうも財源が潤沢にあるわけではありません。この施策事業・施設があれば、それだけサポートができるとか、距離が近くなるとかがあるかもしれませんが、どこまで見るることができるのかという問題が出てきます。

ニーズに関しては、今、「スマイル保育」という、要保護的な観点から一時預かりのような事業をモデル的に実施することを考えているところです。これによってニーズを一定つかみながら、今後そういうことに役立てていきたいと思っています。

これは今後の事業計画の中で進めていかなければいけないことなのですが、そういう事業も考える中で、バランスよく事業展開を考えていく必要があると、いろいろと考えているところです。

委員 うちの保育所でも一時預かりをしています。認可保育所での一時預かりは、保護者の方も安心してお預けいただけるので、いい取り組みだと思いますが、私どもの園の現実としては、大きな特別の部屋があり、特別の職員を常駐させているのではなく、ある程度弾力的に運用できる職員を配置して一時預かりをしている状況です。

保育所の中でたくさんのお子さんをお預かる状況は、以前は「特定保育」と名づけられていましたが、そういう定期的に週3日ほど48時間以内でお預かりするような子どもさんでしたら、日常の保育のノウハウを使ってお預かりできる、あるいはほかの子どもたちと一緒に育てただけのようにできますから、長時間の一時預かりという形には認可保育所は非常に向いていると思います。ただ、突然、明日からとか、今すぐ1時間だけというご要望に対しては、私たちもできるだけ対応させていただこうと思っていますが、現場ではなかなかしんどいところもあります。

そこで、先ほど説明がありましたように、それに対応するために、子育てひろばなど保護者の方がふだん行っているところで顔なじみの方がお預かりになるような方法も非常に有効なのではないかと思っています。

それと同時に、先ほど委員が言われた一時預かりによって親の教育力・育児力が低下するというご懸念は、確かにそれもあるのかなと思います。しかし、営業的にたくさん預かれば儲かるということではなく、子育てひろばや認可保育所などのような質の高い保育、あるいは保護者も育てられる力量を持った一時預かり事業の事業所ならば、育児力が非常に低い保護者の方の育児力を高めていく取り組みができるのではないかと思います。

私たちも、微力ながらそういう意識を持って取り組んでいるのですが、うちの園で一時預かりを利用される方は、育児力が低い方や、非常に苦しい思いをされている方が多いのが現状です。一時預かり事業は、そういう方に対して、育てるときの苦しさをどう解消していくかということをお子さんを預かりながら一緒に考えていける事業だと思います。

育児力を高めるための一時預かり、しんどい方が一時逃げ込むための一時預かり、60時間以下の短時間で出勤される方の一時預かり、そして、認可保育所に入れるまで職をつなぎ止めるための一時預かりと、一時預かりの意義は非常にたくさんあると思いますので、それを全部認可保育所が担うのではなく、それぞれのニーズに合わせて今後の展開をしていただければいいのかなと思います。

今回の評価の項目ではおおむね達成となっていますが、ニーズ調査の「今後増やしてほしいサービス」では「一時預かり」が断トツで多いですから、それがこの事業のこれまでの評価になっているのかなとも思っています。そのように考えていただければと思いますので、意見を述べさせていただきました。

座長 この3つの事業について、貴重なご意見をたくさんいただきました。どれだけ多様なニーズを正確にキャッチして、それに応えていけるかが大変重要になってくる、そして、目の前にあるニーズに応えていくと同時に、長期的に見て、家庭の子育て力・教育力をどのように育てていくのか、次の世代の親になる人たちのこともあわせて考えていくのかというビジョンを持って、こういう事業の評価をしなければならぬというご意見でした。

委員 2つ意見があります。

「一時預かり事業」について、人見知りをしないお子さんなら、一時預かりでリフレッシュすることはあると思うのですが、人見知りが激しくて、迎えに行くまでずっと泣き通しで、家に帰ってからも1～2週間はずっと精神不安定な状態が続いたので、一時預かりを利用したくても、子どもがかわいそうと思って足が遠のいている方も非常に多くおられると思います。西宮市には転勤族の方も多くて、身近にサポートして下さる人がいない方もおられますから、そういう方の育児のストレスを解消するために、ファミリー・サポート・センターの新たな事業として、母子分離せずに家事のちょっとしたサポートができるようなシステムをつくるのかなと思いました。

もう一つは、「ファミリー・サポート・センター事業」で、会員数が年々少しずつ上がっているというデータが出ていました。数年前に登録された方は、年齢が上がっているので対象年齢より上の年齢になっていると思いますが、そういう人は会員から外して数字を出しているのでしょうか。

また、提供会員の中には、多くの依頼が来ている方もありますが、数年間ずっと依頼が来ない方もたくさんいらっしゃいますので、それはどのようになっているのでしょうか。

事務局 ファミリー・サポート・センターの会員数については、依頼できるのは小学校6年生までとなっていますので、中学校入学時点で退会という形で、年々の更新を行っています。

マッチングの問題については、提供会員の中には依頼をたくさん受けていただいている人がいます。これは、地域の問題と活動できる時間帯の問題があります。幼稚園・保育所や学童の送り迎えなど、提供会員自身が動かれる時間帯と同じ時間帯の依頼が多くありますので、そのときにダメだという提供会員にはお願いがしく

いところはありません。

提供会員の中には、研修を受けて提供会員になる資格はあるが、実際の活動はあまりしたくないという方もいらっしゃいます。こういう方に対しては、研修を受けて資格を取られたら、できるだけ活動していただくようお願いはしています。

さらに、個人対個人の依頼になりますので、相性の問題もありまして、必ずしも提供会員に満遍なくお願いできるわけではありません。できるだけ受けていただくようお願いするのですが、人気のある人に集中する傾向は確かにあります。

そういうことはできるだけ解消していくようにしたいとは思っていますが、現状としてはまだまだそういうことはあります。

座長 3つの事業についていろいろとご意見をいただきました。貴重な意見がたくさんありましたので、ぜひともご意見を今後反映していただけるようお願いしたいと思います。

時間の関係もあって申し訳ないのですが、「特定項目」についての評価は以上にさせていただきます。次に、「議事(3)重点施策の評価について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 冒頭にも説明しましたが、委員の皆さんに「重点施策」から3つを選んでいただきまして、その上位の3施策を今回重点的に評価いただく形になっています。

シートEに挙げています「子どもの遊び場・居場所づくり」、「保育サービスの充実」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」以外の「重点施策」についても、時間的な余裕はないかもしれませんが、ご発言いただく機会は設けていただきたいと思います。

座長 それでは、3つの「重点施策」について一つ一つ評価していきたいと思えます。

最初に、「子どもの遊び場・居場所づくり」の評価をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集8ページから、前回の資料から抜粋した資料をつけています。

まず、8・9ページをご覧ください。

「子どもの遊び場・居場所づくり」は、6つの基本目標のうち「基本目標1」に位置づけられています。

内容としては、次世代育成支援行動計画の中では8ページ中ほどから9ページにかけての事業を実施していますので、この事業についての評価をいただきたいと思えます。

座長 資料集の8～9ページに市が実施した事業について詳しく書かれていますので、これについての評価及びご意見をいただきたいと思えます。

委員 全体的なことですが、この「遊び場・居場所」については、子どもが一番欲しているところですし、保護者が一番望んでいると、今までのいろいろなアンケート等のデータが出てきています。

やはり「安全・安心」がポイントだと思います。非常に努力されているのですが、

なかなか伸びが難しいというか、一番望まれている「公園等の整備の推進」は、お金もかかりますし、「つくればいいのか」という難しいところもあります。ですから、安全・安心というところでもっと革新的なものを考えていかないと難しいだろうなと思います。

例えば、私立幼稚園の保護者会で試みたことですが、地域の方々が一生懸命やってくださっている公園の清掃に親子で一緒に参加しましょうという取り組みをしたところ、公園を安心して利用できるようになったという声が届きました。ですから、単純にお金をかけて新しい公園をつくるのが難しいのなら、そういう工夫を施策の中に盛り込んでいくことができないかなと思います。

もう一つ、「放課後子ども教室推進事業」ですが、4年ほど前に兵庫県私立幼稚園協会が「放課後の居場所事業」を行いました。「小学校の子どもたちが私立幼稚園を居場所にできるようにしてくれ。そのときには、子どもたちの保険料などを補助金として出す」という打診が各園にありました。これが実は単年度で終わってしまったのですが、うちの園では、1日に100人くらい子どもたちが遊びに来ていましたから、今でも継続して、子どもたちが来ることができるようにしています。補助金はなくなりましたので、保険料などは園が負担しています。このように、もっと幼稚園を活用すると、安全・安心な場所が増えてくるので、そういうものもここに盛り込んでいけばいいなと思いました。

座長 「公園等の遊び場づくり」と「放課後子ども教室推進事業」に関連して、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所づくりとして、いろいろな工夫ができるのではないかと、ここに挙げていること以外に何か活動できるのではないかとのご意見でしたが、これについて事務局から何かありますか。

事務局 安全で安心な子どもたちの遊び場・居場所をどうするかについては、全国的にも非常に大きな課題になっていまして、国のほうでも「放課後子どもプラン」を策定しています。その中の一つの事業が「留守家庭児童育成センター(学童)」で、今までは小学校3年生まででしたが、今回、児童福祉法が改正されて、高学年も含めた小学校就学児童の生活の場としての機能を持たせることになりました。もう一つが「放課後子ども教室」で、こういうものを一体的に行って、総合的にすべての子どもたちの安全・安心な場所を検討していこうという動きになっています。

本市としても、放課後の子どもの安全な居場所について、従来の放課後事業に加えて、授業が終わって次に行く場所として一番考えられるのは学校の校庭ですから、この校庭を使うことをまず第一に考えて、安全・安心な形で「校庭開放」をしていこうと考えています。それに空き教室を宿題や読書に使えるようにする「学校開放」も含めて、総合的な放課後の子どもの居場所づくり事業を本格的に進めるために、現在検討を始めています。

このことについては、まだ現在検討中ですので、行動計画の実績の中には書いていませんが、具体的にこういう事業化に向けて動き出しています。現在は、ワーキングチームを設置して事業化に向けての検討を行っていきまして、次年度以降、具体

的に何校かでモデル実施して、それを検証し、最終的には全40校区のそれぞれにおいて、すべての子どもたちが放課後を安全・安心な中で生活して、いろいろな学びもできるような形をこれからつくろうとしています。そのために、教育委員会も含めて、市の体制の強化も検討しています。

事務局 公園の話が出ましたが、公園の担当課は出席していませんので、聞き取りしてきたことを報告します。

委員が言われるように、公園の数としては毎年増えているのですが、公園の整備はなかなかできるものではありません。西宮市は、都市部で地価が高くて、土地代として1㎡当たり20～30万円、整備費用が1㎡当たり3万円ぐらいかかりますので、街区公園という住宅地の中にあるちょっとした公園でも、1億円程度かかると聞いています。

公園の担当課のほうでは、子どもの関係ももちろんありますが、現在の公園には、バリアフリー化の問題やトイレの設置の問題を抱えています。さらに、遊具が老朽化して子どもがけがをするケースが全国で多くありますので、遊具の更新も進めなければなりません。公園の箇所数が西宮市の場合は500近くありますので、今後10年ぐらいで更新しなければいけないようですが、それに年間10何億円かかるという状況です。そういうことで、それ以外のところにはなかなか手をつけられていない現状があると聞いています。

公園をつくったからには安全面を確保しなければいけませんので、担当課のほうでは、点検は相当やっています。住民の方による月1回の目視の点検、シルバー人材センターに委託した月3回の目視点検、さらに、専門業者にもお願いして3年に一回の精密点検もして、悪いところがあれば補修・更新、お金がなければとりあえず撤去するようにしているようです。

公園の現状は、以上です。

委員 確かに公園の数は増えていますが、先ほどおっしゃっていましたが、保護者が公園の掃除をし、維持等しているところもたくさんあります。

それでも、最初は水が流れるようになっていたのが、壊れてそのまま放置されているところもあります。うちの近くの公園では、ポンプで地下水を上げて水が流れるようになっていたり、川にステージがあって、そこに行けるようになっていたのに、そのうちだんだん砂がたまってきてそのままになっていたり、ポンプも壊れたままになっています。お掃除も大事ですし、安全に過ごすことも大事なのですが、最初につくったものを壊れたまま放置しているのはどうかと思います。

子どもたちが楽しみにしていた小さな小川があったのですが、3・11以降、節電に努めなければいけなくなるとなって、ポンプが切られてしまって、今まで遊んでいた小川で遊べなくなって3～4年たっています。ささやかなことだと思いますが、地下水を上げて小川をつくって、川に入ることがなかった小さな子どもたちも、本当に楽しく遊んでいたのに、今はできていないのです。

もちろん、ものすごくお金がかかって、本当に大変だろうとは思いますが、最初にできていたものができなくなって、そのまま放置されていることは、すごく悲し

いなと思います。

大きな子どもたちも、「どういう公園で遊びたいか」と聞きますと、「広くて何でもできる」とか、「ボール投げをしても怒られない場所」ということが、アンケートを見てもトップになっています。何もない広い原っぱが西宮には少ないなと思っていて、よその市と比べても、大きな子どもたちが思い切りボールを蹴ったりできる場所がないなと思っています。小さな子がいれば遠慮することも、その場で覚えていくと思うのです。

公園の数を増やすことも大事でしょうが、つくるのなら、それを維持していくことも考えてほしいし、子どもたちが求めている「広くて原っぱで伸び伸びとできる場所」にしてほしいなと思います。予算のこともわかりますが、いろいろなことにちまちまとお金を使うのなら、本当に何もない広場みたいなところを確保してくれば、子どもたちは自由に考えて遊べるのではないかなと思います。そこが、何かお金を使う方法が違うのではないかなと思います。

「子どもの遊び場・居場所づくり」に関して、子どもたちは自由にいれる場所を欲しています。それは、大人に管理された場所ではなく、自分たちがほっとできる場所を探しているのだらうなと思いますので、そこに大人たちが見ているようで見ていないような安全策がつけられたらなと思います。

まちの中の子どもたちは、いろいろなことに気を使って、かわいそうだなと思うことが多いので、公園の数や維持など、いろいろとあると思いますが、そういう点も考えていただけたらなと思います。

委員 今の話をお聞きして、安全・安心な公園づくりができたらいいなと思いました。

私からは、地域で実施している放課後子ども教室の件で報告します。

今、新しい案を考えているとお聞きしましたので、少しずれるかもしれませんが、放課後子ども教室は、各青少年愛護協議会で実施しています。市内全体で見ると、各青愛協によって内容も違いますので、それぞれにいろいろな課題はあるかと思いますが、私たちの青愛協では、学校の校庭開放と空き教室を利用した放課後子ども教室を実施しています。しかし、すべての学校に空き教室があるわけではなくて、マンモス化して、空き教室を全然貸してもらえなかったり、空き教室自体がない学校もたくさん聞いています。そういう青愛協では、空き教室のない中で安全な放課後子ども教室を実施するにはどうすればいいかを考えているとは思いますが、そのあたりのこともあわせて、学校のほうの協力というか、「空き教室はありません」とぼんとはねられる学校もあると聞いていますので、そのあたりのことも考えていただきたいなと思います。

放課後子ども教室の実施内容については、「地域の教育力を生かして」となっています。地域によって教育力が違いますから、内容もさまざまです。ただ校庭を開放して子どもたちを遊ばせればよいというわけではなくて、そこに教育的なことも入れていかなければいけません。そこで、元校長先生などの専門家をコーディネーター的に配置していただいて、その指導のもとに実施できれば、もう少し中身

のある放課後子ども教室ができるかなと考えています。

事務局 先ほど委員からありました「空き地・広場がない」という件ですが、先ほど説明しましたように、校庭開放や学校の教室等を使った居場所づくりに今取り組んでいますので、そこを補足します。

今進めようとしている校庭開放は、ただ校庭を開放するのではなく、学校の校庭を活用して広場をつくろうというコンセプトで進めています。市内には空き地や広場がなくなってきました。しかし、学校の校庭は、本当にだだっ広い空き地です。ただ、今までは、管理上の問題がありましたので、学校としても「どうぞ使ってください」とはなかなか言えない状況でした。今後は、市の管理責任の中で、子どもたちに自由に伸び伸びと遊んでいただく広場をつくろうと考えています。

ですから、新たに市が土地を購入して公園や広場をつくるのではなく、今ある学校の広い校庭を広場として、そこで子どもたちに何かサービスを提供するのではなく、子どもたちの自由な発想でどんどん遊んでもらおうと思っています。そういう視点の新しい取り組みがありますので、参考までにお伝えさせていただきます。

先ほど委員からありました「空き教室がない」、「学校がなかなか貸してくれない」という点ですが、これも新しい取り組みとして、空き教室を学習室などに使えるようにしようと考えています。空き教室に関しては、児童数がまだまだ減少する状況ではありませんので、どの学校も厳しい状況です。ただ、放課後ということに着目しますと、放課後に使われていない、私物も置いていない教室があります。こういう部屋は、管理上の問題を一定クリアすれば、居場所として、そして地域の方が子どもたちを見守るスペースとして、活用できる余地があります。そういう仕組みを新しい取り組みの中で進めようとしています。これは、市の事業として活用するだけではなくて、地域の青愛協が実施している放課後子ども教室としても活用していただけるように進めていきたいと考えています。

もう1点、先ほど「専門的な知識を持った人が必要だ」という意見もありました。例えば児童館の指導員の方が、子どもを遊ばせる専門的な知識をお持ちです。今までは、児童館に来られたお子さんに対して、専門知識を生かして面倒を見たり遊ばせたりしていたのですが、これからは、どんどん積極的に外に出ていただくと考えています。この方たちは、地域が実施している放課後子ども教室事業のアドバイザーや講師になることも可能となっていますので、専門知識を地域の方に還元していただいて、それが行く行くは子どもたちの安全・安心で育ちにつながる居場所づくりになればと考えています。

座長 いろいろなご意見が出ましたし、市からも新たな取り組みが進みつつあることを報告いただきました。

お金を使わなくてもできること、いろいろな工夫ができるのではないかとというご意見がありましたが、子どもの目線に立って、どういう場所が遊びやすく、どういう場所が安全・安心に過ごせるのかという点をぜひとも大切にしていきたいと思います。今後の新たな取り組みに期待したいと思いますので、よろしく願います。

それでは、次の「重点施策」に進みます。

「保育サービスの充実」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集10・11ページをご覧ください。

基本目標や今後の方向性等については、10ページに記載していますので、ご確認ください。

「保育サービスの充実」の事業としては、「にしのみやしファミリー・サポート・センター事業」など、前回と今回に評価いただいた「特定項目」とダブっている事業がありますので、それ以外の事業についてもご意見をいただきたいと思えます。

座長 この「重点施策」の中には、先ほど評価いただいた「にしのみやしファミリー・サポート・センター事業」等も含まれていますが、ほかの事業に対してもご意見、評価をいただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

委員 「認定こども園」ですが、子ども・子育て支援3法の中でこれが目玉のような形になっていて、ひとり歩きをしているような感じだったのに、結果としては補助金の問題もあるようです。これは答えにくいことかもしれませんが、この認定こども園の今後の方向性はいかがでしょうか。

事務局 国が新制度を言い始めたときは、認定こども園を推進していくことが大きな目玉として言われていましたが、いざふたを開けて、27年度に向けてこの5月に公定価格の仮単価が示された後でも、全国的に認定こども園への移行が進んでいない状況になっています。もちろん単価だけではなく、認定こども園になるためには、今の幼稚園・保育所がいろいろクリアしなければいけない項目もありますし、運営上の経費がカバーできるかどうかかなり大きな問題になっていると思えます。

これは国の話になりますが、消費税の10%への増税が1年半延期されたことで、今回示された公定価格が保障されるのかどうかについても、少し疑問符がついているところです。少子化担当大臣等は「できるだけつける」と答弁されていますが、現状はわからない中で進んでいる状況です。

ただ、国が新制度を27年度からスタートするとしている中で、認定こども園への移行ができていない現状を放置されることは少し考えにくいと思えますので、一定、単価も含めて、認定こども園に移行しやすいような方策も打ち出されると思えますし、我々としても、国のほうに要望したいと思っています。それをすることによって、本市だけでなく、全国的に認定こども園が増えてきて、教育・保育が一体的にできる、もしくは幼稚園が認定こども園になることで保育需要をカバーしていただけるようなことが実現するのかなと考えています。

委員 「休日保育」については、「26年新設保育所における休日保育事業の実施を予定しており」と書かれていて、方向性としては×になっていますが、もう新規実施されていると考えていいのですか。

事務局 25年度の評価は×になっていますが、この4月から新たに開設した認可保育所1カ所では、休日も保育を実施しています。

委員 「保育の質の向上」のうち「苦情解決制度の充実」では、24年度の55カ所

から25年度は「(公立)23カ所」となっています。これはなぜ少なくなったのか、そして、26年度の方向性は「拡充」となっていますが、そのあたりの経緯を教えてください。

事務局 この資料の書き方が尻切れトンぼになっていまして、平成25年度は、公立23カ所と民間33カ所で、合計では56カ所となっています。この「民間」の部分の記述が抜けていまして、申しわけありません。

ですから、数的には新設されている保育所の分が増えていきますので、「拡充」としています。

委員 わかりました。

委員 この苦情解決制度は、保育所の中にいるスタッフ以外にどなたかが窓口になるという制度ですか。それとも、スタッフのうちから誰かを任命する形になるのですか。

事務局 資料に「保育サービスの質の向上のため、公正中立な第三者委員を設置する」とありますように、公立保育所の場合は、主任児童委員になっていただいていることが多いです。実際に各保育所においては、所長、副所長、主任あたりが保護者の方の苦情を受け止めて、園内での解決が図れないときには、各保育所が設定している第三者委員の方に入ってもらって助言等をいただく形になります。

委員 充実したという箇所数のところは、施設の中のスタッフのどなたかが窓口となって、それ以外に第三者委員を必ず設置しているということですか。

事務局 必ず各園に設置しています。

委員 「保育所の第三者サービス評価事業」と「苦情解決制度の充実」は、各園に義務づけられているものですから、あえてこの計画に書く必要はないのではないかと思います。これを充実させないと思っても、苦情解決委員会は、新たに保育所ができれば1カ所増えますし、減れば減るだけの話ですから、「重点施策」なのだと思います。これは、今後消してもいいのではないかという気がします。

また、「認定こども園」については、まだ県が認可していたときの話で、27年度から制度が変わりますので、市のほうが本当に認定こども園を増やすのか、増やさないのか、どういう方向でいくのかをここに書くべきなのではないかと思います。方向性のところには「新規実施」で なっていますが、27年度以降は、これにするのか、 にするのか、 ×にするのか、どういう方向でいかれるのかが今後問われるのではないかと思います。

特に保育所に関しては、待機児童の関係で、移行してもしなくても同じという部分がありますが、総合的な施設として今後やっていくのであれば、これを増やすという方向を明記していただきたいと思います。

事務局 「第三者サービス評価事業」や「苦情解決制度」については、現計画に載っている関係で入れているもので、次世代育成支援行動計画を延長するときには見直さなければいけませんので、今後一定整理していく必要があると考えています。

認定こども園については、新制度になると、特に幼保連携型は市が認可する形になります。そうした中で市が方向性を明記することは当然だと思っています。ただ、

先ほど説明しましたように、国の動向を見ずに西宮市だけで決めることはできません。新制度の方向性としては整備を進める流れになっていきますので、そのあたりの考え方を踏まえつつ、どの時点でどういう形にするかについては、今後整理していきたいと考えています。

委員 「保育所職員の資質の向上」については、拡充されたとして がついていきます。「資質の向上」というのはなかなか見えにくい部分だと思うのですが、その評価については、「園内研修の充実を図り」とあるように、回数が確保されたらなのか、それとも、巡回や保育所同士の交流で図っていくのか、「資質の向上」についての考え方を教えてほしいと思います。

事務局 この回数の中には巡回指導は入っていませんので、巡回指導を入れると43回に回数が増えます。

また、「充実」については、巡回指導を充実させたということで、特にこれを挙げています。

今後に向けては、公立も民間も一緒に、最近でしたら「保護者支援」というテーマで、さまざまなニーズの中でいろいろなものを抱えている方もおられますので、そういった事例検討などをしていきたいと考えています。

委員 同じく「保育所職員の資質の向上」ですが、現実に保育所の中には、職員の手当てができなくて、外部研修に派遣できない保育所があります。外部の研修に出してあげたいけれども、保育士の確保が難しい、あるいは配置の問題等でそれが難しいところがあります。外部研修に出せない保育所や小規模保育所などに対して、研修会を開催するだけでなく、全体的に漏れ落ちがないように、できるだけそのあたりに配慮していただきたいと思います。国のほうから代替職員の補助金が出るようにはなっていますが、それもどうなるのかわかりませんので、すべての園の資質向上に細かな目配りをお願いしたいと思います。

事務局 アウトリーチの部分では、「あゆみ保育」について、「あゆみ」そのものの捉え方や取組みのことも、今後課題が大きいかなと思っています。また、加配でついている方に対しても、実際にこれでいいのかどうかについて、チームを組んで巡回する方法も今考えているところです。

また、来年度、小規模保育事業などが認可された場合には、研修体制も強化していきたいと考えています。

委員 研修については、例えば40時間のうち4時間とか2時間は必ず研修に行かなければいけないという制度をつくっていただくとありがたいと思います。いくら市役所から来ていただいても、お話しする時間もありませんので、難しいとは思いますが、そういうふうに具体的にしていいただければありがたいと思います。

座長 「保育サービスの充実」については、事業をこの項目に入れること自体を見直す必要があるというご意見や、今後の方向性も含めて示していく必要があるというご意見、そして、拡充で にはなっているが、中身は細やかな手当てができていいのかというご意見、さらに、研修をわかりやすい形で計画に入れてほしいというご意見など、貴重なご意見をいただきましたので、ぜひともそういうことを事業

に反映していただきたいと思います。

先を急ぐようで申しわけありませんが、3つ目の「ワーク・ライフ・バランスの促進」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局 12ページの「ワーク・ライフ・バランスの推進」をご覧ください。

取組み事業は3つだけとなっていますが、これらについてのご意見をいただきたいと思います。

座長 「ワーク・ライフ・バランス」というと、いろいろなことが関連してくる考え方ですが、今回は、市で取り組んでいる3つの事業に関してご意見、評価をいただきたいと思います。

委員 これを見て感じるのは、企業を取り締まるというか、企業の働き方に対して行政としてどのようにチェックしていくかという話に見えて仕方ありません。本来「ワーク・ライフ・バランス」というのは、生活者の豊かな暮らしをどうしていくかということですから、この会議の一番のコンセプトにあったような、「西宮という本当に独特で恵まれてほかに類を見ないこのまちで、子育て世代がどう幸せになってほしいか」ということが根幹にないと、これは違う話になってしまうと感じます。

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉からは、私は、生活と仕事と、もう一つ、社会や公共性や共生ということが出てくるのではないかと思います。そうなったときに、この課題の捉え方が、「女性の社会進出」や「ママの起業に対するサポート」みたいな話もちろん出てくるでしょうが、先ほど委員が言われた「みんなで何かをしていかなければいけない」という話が、こういうことの根幹に出てくるのではないかと思います。

ここから出てくる事業としては、子ども・子育て会議で議論する以外のものも出てくると思います。ブラック企業とまではいかななくても、働き方の悪い企業もあるでしょうから、それを取り締まったり啓蒙していかなければいけないことは事実ですが、一方で、生活者の視点に戻ったときにどのようにワーク・ライフ・バランスを啓蒙していくかという話に本来はなるのではないかと思います。

少し抽象的な意見ですが、申し上げます。

委員 この「ワーク・ライフ・バランスの推進」という「重点施策」の中で取り組んでいることが、事業主に対する啓発や情報提供にとどまっていますので、もう少し視点を変えないといけないと思います。例えば子育ての社会的評価を上げていくような仕組みをつくることです。そこの評価が高くなってこないから、いくら啓発したり、情報提供したりしても、「今話題になっているね」ととどまっていると思います。ですから、その枠組みを新たに考えていただけないかなと思います。その一つのキーワードが、「子育ての社会的評価を上げる」ということなのではないかなと思います。

委員 ここにある3つの事業に関しては、啓発を何回行って、計画した分は達成されたという評価でいいのかなと思います。この「ワーク・ライフ・バランス」に

はすごく広い意味合いがあると思うし、これだけでは済まないと思います。子育てや次世代の育成という視点で考えるのであれば、いろいろな立場から意見を言う場であったり、意見交換をする場をつくることも一つの手なのかなと思います。「子育てをどう考えるか」とか、「働き方をどう考えるか」とか、育児休業についても、そういう意見交換をしながら、西宮市として何ができるのかを考えていくべきなのかなと思います。

もっともっと大きい意味合いがあると思うし、一言では語れないものですので、今後はそういうことも大切かなと思います。

座長 「ワーク・ライフ・バランス」というと、本当に広い意味があります。いろいろなご意見を出していただいて、いろいろな視点で見なければいけないものですから、この3つの事業だけではなかなか語れないところがあるというご意見でした。

ここだけでは語れないことだとは思いますが、今のご意見を聞いて、どのような方向性を考えておられるでしょうか。

事務局 ワーク・ライフ・バランスについての考え方は、もともとは、男性が長時間労働のために子育てに参加することが難しい状況の中で、お母さんへの負担が大きくて、それがお母さんのストレスになるという悪循環を生んでいるというところが発端で、こういうことがクローズアップされてきたのかなと思います。

先ほど委員が言われたように、この言葉の中には「社会」や「共生」も含むべきだというご意見も当然あると思いますが、「ワーク・ライフ・バランス」は、「仕事と生活の調和」という日本語がついていまして、この「生活」の中には、もちろん家庭も入りますし、ご自身の趣味など、非常に多様な生活の仕方があると認識しています。いずれにしても、「長時間労働の是正」が大きな目標になってくるのかなとは考えています。

こうした部分で市役所が何かできるかということ、過重労働という話では労働基準監督署が直接是正を促すことになりますので、市の取組みとしては啓発中心になってしまっている状況です。ただ、啓発といっても、企業の取組みを進める意味での啓発には全然意味がないとは考えていません。西宮市の中でワーク・ライフ・バランスに取り組む企業が増えていくことは、ワーク・ライフ・バランスの推進に非常に有益と考えていますので、個別に事業所を訪問してそういうお話をすることも含めて、取組みを進めているところです。

この取組みにあたっては、兵庫県の「ひょうご仕事と生活センター」という機関が、いろいろな種類の助成金を持っていますし、企業のコンサルティングも行っています。あと、企業に対する表彰制度も実施していますので、そういったところと連携を密にして、市内企業の取組みを進めることが、市としての取組みの大きな方向性と考えています。

先ほど委員からは、「子育ての社会的評価を上げていく」というご意見もありましたが、次世代育成支援行動計画にはそういう側面ももちろんあると重々認識しています。

委員 今回の説明の中で、「長時間労働の解消がワーク・ライフ・バランスだ」ということ自体、私はおかしいと思います。「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をそこだけに限定して使うと、変なことになってしまうと思います。今の世の中は、「どうやって暮らしを楽しんでいこうか」、「どうやって家庭や仕事に充実感を覚えていこうか」という話になっていると思います。市としては、かつての時代に求められた「ワーク・ライフ・バランス」で始められたのかもしれませんが、今この言葉を使っているいろいろな施策を打つのなら、それは少し違うと思います。個人の意見ですが、意見として受け止めてください。

委員 私も、先ほど委員が言われた子育ての社会的評価を上げてほしいとすごく感じています。市が一丸となって子育てを応援していこうという意識改革ができればいいなと思っています。それは一筋縄ではいかないことだと思いますが、子どもが熱を出したときに働く女性が気持ちよく早退や欠勤ができるような企業がたくさんになるように、サポートをする市であってほしいなと思っています。

それと、「仕事と子育て両立への意識啓発」の事業が、男性向けの「介護と仕事の両立」を中心にした講座となっていますが、これは子育てとは少しずれているのではないかと感じます。

座長 既に16時になってしまったのですが、この「ワーク・ライフ・バランス」は非常に大事なポイントですから、皆さんの関心も高かったようです。市の事業としては3つありますが、今後、ワーク・ライフ・バランスの施策として取り上げていく上での視点についてご意見をいただきました。この事業等は次年度も続いていくわけですが、見直しをしていくこともありますので、市としてどのようにワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいけばいいかという具体的な提案を出していただきましたら、次の計画見直しのときに生かしていただけるのではないかと思います。

少し時間が超過しますが、ご了承いただけましたら、この点についてご意見をいただけたらと思います。

委員 「市が一丸となって子育てを応援していこう」という専門家の方が書かれたコラムなどを市政ニュースに載せたり、「子育てが大変なママたちをみんなでサポートしていこう」という気持ちになるような啓発活動が必要だなと思います。

あと、子育て中の母親を働きやすい条件で採用している優良企業というか、子育てにやさしい活動をしている企業がたくさんあることを広報するとか、例えば「子育てガイド」に広告を載せると何万円もかかりますが、お金を取らずにそういう企業を宣伝してあげるとか、そういうことならお金をかけずにできるのではないかなと思いました。

委員 うちの園の事例ですが、1歳児になったら待機が多いので、育児休業を切り上げて0歳から入所したいという方がおられます。子育てを楽しみながら生活も充実できるような育児休業の時期を、保育所に入所できないからと切り上げるのは、子育て支援やワーク・ライフ・バランスの推進という点では逆行しているので、安心して預けられる場所をもっと整えることがワーク・ライフ・バランスの上でも重

要なことです。その上でいろいろな選択肢があることが必要だと思います。

その選択肢という点では、育児時短の制度はあるけれども、取らないとか取れないという方もたくさんいらっしゃいます。このごろ、長時間保育の0～2歳児が増えているのはなぜかなという考えますと、皆さん、非正規であったり、非常に収入の少ない職業に就いていらっしゃるのです。今の若い人たちの置かれている状況が、子育てを楽しむという状況にありません。私たちは保育所ですから、そういう経済状況が逼迫している方が優先的に入ることになりますが、そういう状況をどうやって支援してあげるのか。これは社会の問題ですから、私たちができることは限られていますが、例えば補助金の制度などをもう少し充実して、経済的に困窮しないように仕事が休める制度の構築に向けて市民の声を上げていくとか、あるいは市としての何らかの働きかけ、もしかしたら補助金とか手当になるのかもわかりませんが、そういう視点についても何らかの配慮をしていただければうれしいなと思います。

皆さんが言われた「子育ての社会的評価を高めること」はまさにそうです。若いお母さんの中には、自分で子育てをもっとしたいと思いながら保育所に預けている方がとても多いです。ここでの「ワーク・ライフ・バランス」は、「子育てを楽しむ」とか、「支援する」とか、あるいは「子どもが生き生きと育つために」ということだと思いますから、その願いが実現できるように、もう少しつぎ込んでいける方法があるのではないかと思います。

具体的と言われましたが、別の要因もあることですので、具体的な方法についてはご提案できませんが、その点について少しご検討いただければと思います。

委員 「子育ての社会的評価」と言われましたが、それプラス、先ほど委員が言われたように、子育てを自分でしたいけれども、お金が必要だから働かなければいけない方も多くいらっしゃると思います。あるいは、子どもの年齢が上がったときの習い事や進学にかかるお金を考えると、今のうちに少しでもためておきたいと考えて、経済的なことを考えて働きに出る方が多くなってしまおうと思うのです。少しずれるかもしれませんが、塾に頼らなくてもいい学校になっていただければありがたい面もあると思います。

子育てを楽しみたいお母さんはたくさんいらっしゃると思いますので、働いていることだけが評価が高いのではなく、子育てを一生懸命しているお母さんに対する評価もあっていいし、自分が働きたいなら働いたらいいし、子育てをしたいのなら仕事をしなくてもいいような状況が選べたらいいのかなと思います。子どもの先を考えると、少しでも働こうというのが親の本音だったりするのかなと思うので、一言言わせていただきました。

委員 私は少し違うのですが、「子育ての社会的評価」なのかなと思います。子どもたちと一緒にいることによって次世代に何を残せるのかというポイントのほうが大事ではないかと思うのです。「子どもたちがこういう状況にあったほうが次の社会をよりよくつくっていける」というポイントを持つことによって、その重要性がわかっていくと私は強く思います。

確かに子育てには苦勞があると思いますし、大変だと思いますが、そこにポイントを置くよりも、その中から出てくるものは何か、何が大事なのか、そこにポイントを置いて、次の世界に向けて考えていくような啓発をしていただければいいと思います。

座長 「ワーク・ライフ・バランス」の問題は非常に重要であり、子育てだけでなく、生き方にも関連することで、どのように社会として考えていくのか、どういう方向性で市として事業を考えていくのかというように、非常に幅広くかかわっていることがわかりました。

「ワーク・ライフ・バランス」の事業を考える上でどのように「ワーク・ライフ・バランス」自体を捉えるのかという点も課題として挙げてくださいます、これは非常に大きな指摘ではないかと思います。今回は事業の評価ですが、それに関連して、市としてどのような方向性と考え方を持って進めていくのか、事業を考えていくのかについては、ぜひとも本日の意見を参考にさせていただきたいなと思います。

少し時間が過ぎてしまいましたが、本日も大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

前回のまとめは既に事務局から報告がありましたが、今回も貴重な意見がたくさん出てきましたので、それについては、私と事務局で集約・整理してまとめたいと思います。そして、次回の1月開催の子ども・子育て会議で報告したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

座長 それでは、「その他」の件ですが、何かありますか。

事務局 特に「その他」の項目はありません。

座長 それでは、本日が最後のワーキンググループですので、もし何かこれだけはということがありましたら、おっしゃってください。

〔発言者なし〕

座長 それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 今年度の評価検討ワーキンググループは、本日で終了となります。

前回の第3回及び本日の第4回のワーキンググループでご議論いただいた内容は、来年1月20日(火)開催予定の第9回子ども・子育て会議で座長から報告していただくこととなります。

この第9回子ども・子育て会議のご案内は、改めてお送りします。

また、先ほど座長と事務局のほうでまとめるといってお話がありましたが、事前に皆さんのほうにもお送りして、ご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

事務局からは、以上です。

座長 進行がまずくて延長してしまいましたが、ご迷惑をおかけしましたが、皆様のご協力のもと、このワーキンググループを終了することができました。ありがとうございました。

これで評価検討ワーキンググループを終了します。どうもありがとうございました。

〔午後 4 時11分 閉会〕

【委員出席者名簿 11名】

所属団体・役職名等	氏名
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大
西宮市PTA協議会	泉 桂子
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生
公募市民	大森 早苗
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美
地域子育て支援センターつぼみのひろば センター長	林 真咲
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美
西宮市青少年愛護協議会	森 郁子
株式会社阪急阪神百貨店西宮阪急店長	由本 雅則

【事務局出席者名簿 22名】

所属・役職	氏名
こども支援局担当理事 併任 教育委員会担当理事	坂田 和隆
新制度準備室長	津田 哲司
こども支援総括室長	川戸 美子
子育て事業部長	藤江 久志
新制度準備課長	楠本 博紀
新制度認定課長	伊藤 隆
こども支援総務課長	岩田 重雄
児童・母子支援課長	小島 徹
子育て総合センター所長	増尾 尚之
子育て手当課長	高橋 里恵子
保育所事業課長	廉沢 裕和
参事(保育指導担当)	婦木 雅子
児童福祉施設整備課長	緒方 剛
わかば園事業課長	岡崎 州祐
青少年施策推進課長	多田 和生
勤労福祉課長	堂村 武史
学校教育部長	垣内 浩
学校改革課長 新制度準備室参事	杉田 二郎
学事課長	中西 しのぶ
学校教育課長	佐々木 理
特別支援教育課長	坂口 紳一郎
社会教育課長	中尾 篤也